

“15分でわかる”

2020個人情報保護法改正

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 村上英樹

「3年ごとに見直し」

個人情報保護法

2003年制定(2005年施行)

2015年改正(2017年施行)

→ 3年ごとの見直し規定

個人情報の保護に関する国際的動向

情報通信技術の進展

個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等

を勘案して見直しをすることに

2020年改正

2020改正の目的

① 個人の権利利益の保護

個人情報に対する意識の高まり →「個人の権利利益を保護」するために必要十分な措置を整備する

② 保護と利用のバランス

技術革新の成果 → 経済成長等 と 個人の権利利益の保護 との両面で行き渡るように

③ サービスのグローバル化への対応

リスクの多様化への対応
国際的な制度調和や連携

④ AI・ビッグデータ時代への対応、環境整備

事業者が説明責任を果たす
本人の予測可能な範囲内で適正な利用がなされる

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（概要）

- 平成27年改正個人情報保護法に設けられた「**いわゆる3年ごと見直し**」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、**今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。**

改正法案の内容

1. 個人の権利の在り方

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和**する。
- **保有個人データの開示方法**（※）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。**
（※）現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できるようにする。**
- 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象とする。**
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。**

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（※）に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。
（※）一定数以上の個人データの漏えい、一定の種類に該当する場合に限定。
- **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。**

（※）現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。

4. データ利活用に関する施策の在り方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる。**
（※）命令違反:6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
虚偽報告等:30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金
- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、**法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。**
（※）個人と同額の罰金(50万円又は30万円以下の罰金) → 1億円以下の罰金

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。**
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。**

※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。

(引用)個人情報保護委員会ウェブサイト掲載資料

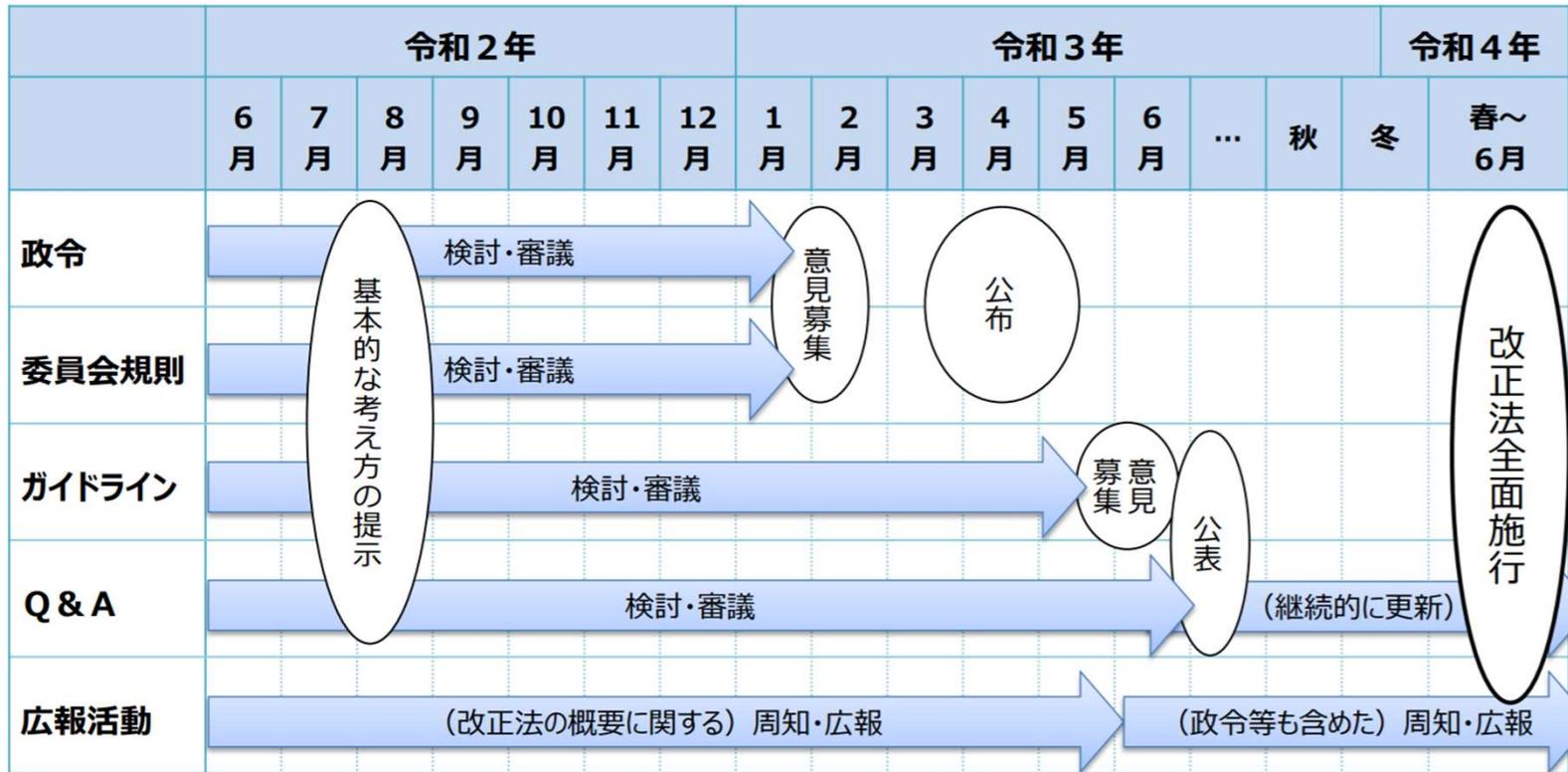
改正スケジュール

「個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律」

公布日 2020年6月12日

施行日 公布の日から起算して2年を超えない範囲
において政令で定める日(2022年6月12日まで)

4. 改正法の円滑な施行に向けたロードマップ^o



※このほか、個人情報の保護に関する基本方針、認定個人情報保護団体の認定等に関する指針等についての改正も予定。

※上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。

(引用)個人情報保護委員会ウェブサイト掲載資料

改正の内容

- 1 個人の権利・利益の保護
- 2 事業者の責務の拡大
- 3 民間団体による個人情報保護の推進
- 4 データの利活用に関する施策
- 5 ペナルティの強化
- 6 法の域外適用・越境移転への対応

1 個人の権利・利益の保護

- ① 利用停止・消去等の請求権について要件緩和
 - 現行 不正取得等の一部の法違反の場合
 - 改正 個人の権利・正当な利益が害されるおそれある場合にも
 - cf 破産者マップ事件、リクナビ事件

- ② 開示請求などの拡充
 - 改正 (1) 電磁的記録の提供含め本人が指示
 - (2) 個人データ授受について第三者提供記録の開示請求
 - (3) 短期保有データ(6か月以内に消去されるデータ)も
開示、利用停止請求の対象に

1 個人の権利・利益の保護(続)

③ オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定

名簿業者対策

現行 要配慮個人情報 は 第三者提供できない

改正 (1)不正取得された個人データ

(2)オプトアウト規定により提供された個人データ

も第三者提供できない

【オプトアウト規定とは】

一定の要件のもと、本人の同意なく個人データの第三者提供を行える

ただし、本人の求めがあれば第三者提供を停止する

という規定

2 事業者の責務の拡大

① 漏えい時の報告義務

現行 「速やかに報告するよう努める」

改正 個人情報保護委員会への報告を義務付け

(規則案 速報と確報)

本人への通知も原則義務付け

② 【利用方法の規制】不適正な利用の禁止 cf 破産者マップ事件、リクナビ事件

違法または不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法による個人情報の利用

具体的には？ ガイドラインで明示される

→ 行政処分の対象(委員会による指導・勧告、命令)

破産者マップ事件とは

2019年3月15日ころ公開

Googleマップと連動させ 破産者の住所・氏名等を公表するサイト

3月16日 ネットで炎上騒ぎ

1時間当たり230万アクセス

批判相次ぐ、弁護士ら集団訴訟の動き

個人情報保護委員会が行政指導

3月19日 サイト閉鎖

→ 個人の権利・利益の保護、個人データの利用の在り方について、更なる法整備の必要

3 民間団体による個人情報保護の推進

認定個人情報保護団体

第三者機関として苦情処理、対象事業者への情報提供のほか必要な業務を行う

民間団体

現行 業界ごと(企業のすべての分野が対象)

改正後 (企業活動のうち)特定の事業のみ も認定可

例 異なる分野(銀行、不動産業者、百貨店等)の企業の「広報部門」など

4 データの利活用に関する施策

① 仮名加工情報の新設

← 現行法「匿名加工情報」は利用低調



他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように

個人情報加工して得た個人に関する情報

氏名等を削除、置き換え

→ 漏えい等の報告、開示、利用停止等の制度の対象外に 様々なデータ分析に活用しやすいように

② 提供先で個人データとなることが想定される場合の義務 cf リクナビ事件

「個人関連情報」 Cookie IPアドレス 位置情報など

提供元 本人の同意が得られていることを確認する義務

提供先 本人の同意を取得する義務

リクナビ事件

2019年

「リクナビ」(運営リクルートキャリア)が、リクナビに登録した就活生の閲覧履歴を基に内定辞退の確率をAIが予測し各企業に販売していた事件。

8月26日 個人情報保護委員会 是正勧告(法違反)

学生の同意を得ないまま第三者に個人情報提供

リクナビによる情報提供の仕組み

2019年2月以前

法:個人データの第三者提供 → あらかじめ本人の同意が必要

リクナビ

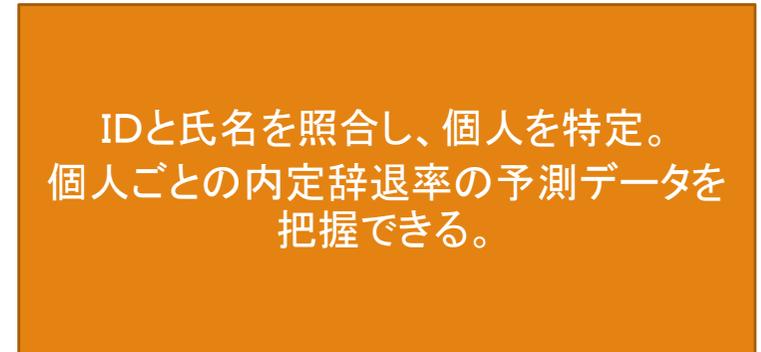


こちらでは、個人が特定できない→個人情報にあたらな
と考え本人の同意取得せず

就活生ごとのIDとCookie
(サイト訪問者の行動情報)をわたす



顧客企業



IDと内定辞退率の予測データをわたす



4 データの利活用に関する施策

① 仮名加工情報の新設

← 現行法「匿名加工情報」は利用低調



「他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別することができないように
個人情報的加工して得た個人に関する情報」

→ 漏えい等の報告、開示、利用停止等の制度の対象外に

利用しやすいように、様々なデータ分析への活用

② 提供先で個人データとなることが想定される場合の義務 cf リクナビ事件

「個人関連情報」 Cookie IPアドレス 位置情報など

提供元 本人の同意が得られていることを確認する義務

提供先 本人の同意を取得する義務

5 ペナルティの強化

① 措置命令・報告義務違反の罰則の引き上げ

② 法人の代表者に対する罰金刑

現行 100万円以下

改正 1億円以下

6 法の域外適用・越境移転の在り方

外国の事業者に対する個人情報保護委員会の権限

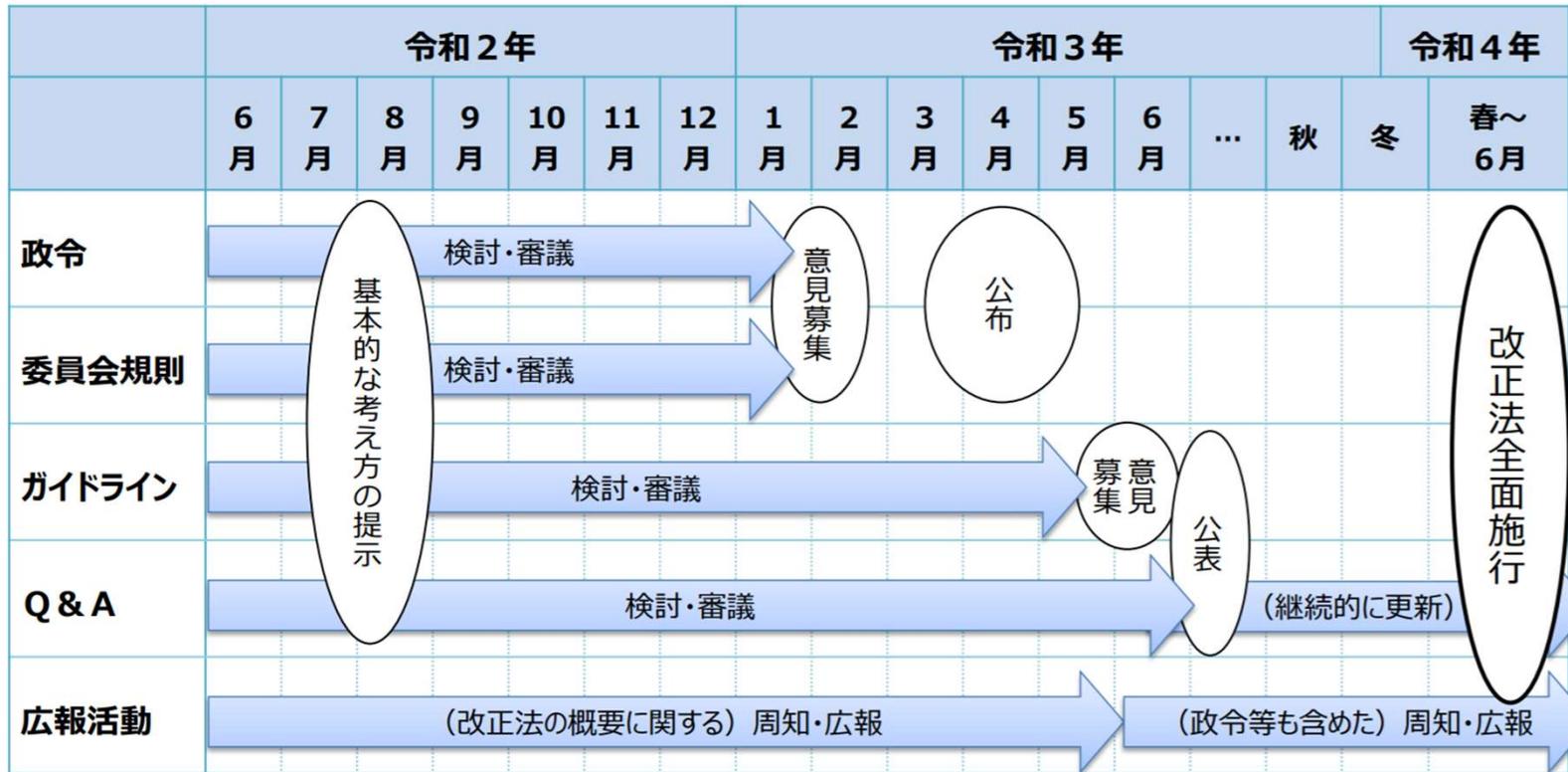
現行 指導、勧告のみ(強制力なし)

改正 報告徴収、立入検査(強制力あり)が可能に

改正の内容

- 1 個人の権利・利益の保護
- 2 事業者の責務の拡大
- 3 民間団体による個人情報保護の推進
- 4 データの利活用に関する施策
- 5 ペナルティの強化
- 6 法の域外適用・越境移転への対応

4. 改正法の円滑な施行に向けたロードマップ^o



※このほか、個人情報の保護に関する基本方針、認定個人情報保護団体の認定等に関する指針等についての改正も予定。

※上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。

(引用)個人情報保護委員会ウェブサイト掲載資料